明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務二一〇）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会裁決関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一八

告示

○総務省告示第二百十号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月七日

総務大臣　片山　善博

第一項の表中「別表第七十七」を「別表第七十九」に、

百十五　証明規則第二条第一項第五十七号に掲げる無線設備	別表第七十六

を

百十五　証明規則第二条第一項第五十七号に掲げる無線設備	別表第七十六
百十六　証明規則第二条第一項第五十八号に掲げる無線設備	別表第七十七
百十七　証明規則第二条第一項第五十九号に掲げる無線設備	別表第七十八
百十八　証明規則第二条第一項第六十号に掲げる無線設備	別表第七十八

に

改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八　証明規則第２条第１項第１号の13に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境条件

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

(2)　その他の場合

周波数の偏差、自動識別装置及び選択呼出装置についての試験の場合は、(1)に加えて二の項及び三の項の環境条件とする。

２　電源電圧

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2)　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

３　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。

４　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各測定項目を測定する。